

「Z会の映像」 教材見本

こちらの見本は、実際のテキストから1回分を抜き出したものです。

ご受講いただいた際には、郵送にて、冊子をお届けします。
※実際の教材は、問題冊子と解説冊子に分かれています。

教材見本内の「添削課題」は、演習問題として扱っており、
添削指導はおこなっていません。ご了承ください。

5章 戦国大名の成長

要点

1 室町幕府の動揺

重要ポイント

室町幕府の支配が、どのような勢力の台頭によって崩壊していくかを考察しよう。

● 関連年表

1390年	土岐氏の乱起こる。 ：足利義満、美濃・尾張・伊勢の守護土岐康行を破る。
1391年	明德の乱起こる。 ：義満、日本66国の6分の1を領するというで「六分一殿」と呼ばれていた山名氏清を破る。
1392年	南北朝の合体。
1394年	義満、太政大臣となる。足利義持、征夷大將軍となる。
1395年	義満出家。
1397年	北山第（金閣）造営。
1399年	応永の乱。
1401年	遣明使。日本国王臣源と名乗って、朝貢。
1408年	北山第に、義満が後小松天皇を招く。義満没。
1410年	南北朝合体の条件が反故にされたため、後亀山天皇、吉野に出奔。=後南朝 ⇒しばらく平穏だった南北朝の対立が再び表面化。
1416年	上杉 <small>ぜんしゅう</small> 禪秀の乱起こる。
1438年	永享の乱起こる。
1440年	<small>ゆうきかつぜん</small> 結城合戦起こる。
1441年	<small>かきつ</small> 嘉吉の乱起こる。

〔上杉禪秀の乱〕

●背景

前関東管領上杉氏憲（禪秀）が鎌倉公方足利持氏に不満を持ち、反乱を起こした事件。関東には室町幕府の地方機関の1つとして鎌倉府が置かれており、この首長は鎌倉公方と呼ばれ、足利基氏の子孫が世襲した。鎌倉公方の下には執事として関東管領が置かれていた。鎌倉府は幕府と同じ機構で独立して管轄地域を支配し、関東の小幕府ともいべき存在であった。

●経過

前関東管領上杉氏憲（禪秀）の家人が所領を没収されたことにより、対立が表面化（1416年）。中小豪族・国人層とともに鎌倉公方持氏打倒の兵を挙げる。持氏は一旦は鎌倉から追放されるが、幕府が持氏支持を表明したため、国人が寝返り、氏憲は敗北。

〔足利義教〕

上杉禪秀の乱を鎮めた4代将軍足利義持の後、1423年に5代将軍足利義量よしかずが就任するが早世。将軍空位の時代が続いた後、将軍がくじびきで決められ、天台座主であった青蓮院義円ぎえんが就任、6代将軍足利義教となる。将軍権力の拡大をねらって専制政治を強行。

〔永享の乱〕

●背景

鎌倉公方足利持氏が幕府に反抗。

●経過

1438年、持氏と義教との対立回避に努めてきた関東管領上杉憲実のりざねが、持氏から疎まれ鎌倉を脱出。持氏は憲実追討を決定し出陣するが、憲実が幕府の支援を受けたため、持氏は鎌倉永安寺に幽閉される。翌年、持氏は取り囲まれて自害⇒上杉憲実が実権を握る。

〔結城合戦〕

1440年、関東管領上杉憲実の支配に不満を抱く結城氏ら関東の豪族が挙兵。結城氏朝ゆうきうじともらは前鎌倉公方足利持氏の遺児、安王丸やすおうまると春王丸はるおうまるを擁して結城城に立てこもるが、上杉・幕府軍により鎮圧される。

⇒鎌倉公方の東国支配の終焉。

〔享徳の乱〕

1454年、鎌倉公方足利成氏しげうじと関東管領上杉憲忠のりただが争う。成氏は翌年、鎌倉を逃れて下総国こが古河による（古河公方）。

〔関東の状況〕

●鎌倉公方

15世紀半ばに鎌倉公方は、下総古河の古河公方（足利持氏の末子成氏）と伊豆の堀越公方（1457年、將軍足利義政の弟政知）に分裂。古河公方の足利成氏が実権を固めるべく、各地で争った。堀越公方の政知には、東国の武士は服さなかった。

●上杉氏

関東管領の上杉氏も、扇谷上杉家と山内上杉家に分裂し抗争が続く。

〔嘉吉の乱〕

將軍足利義教の強圧的な態度に対する守護の不満が高まる中、1441年、播磨・備前・美作の守護を兼ねていた赤松満祐が危機感を持ち、西洞院二条の將軍義教の自邸で催されていた結城合戦の祝勝会の最中、將軍義教を謀殺した。幕府は山名持豊（宗全）を派遣して赤松満祐を討つ。

⇒嘉吉の土一揆 ⇒徳政令

⇒赤松氏討伐に功のあった山名持豊の権力が増大し、管領細川勝元と対立するようになる。

2 応仁の乱

重要ポイント

戦国の世をもたらす応仁の乱（応仁・文明の乱）を中心に室町幕府の衰退を捉える。応仁の乱は、8代将軍足利義政および当時の管領の継嗣争いに端を発するものであり、まさに「乱世」の幕開けとなるべき事件であったことを理解しよう。

〔足利義政〕

1449年、8代将軍に就任。政治に関心が薄く、華奢な生活を好んで盛んに土木工事を行うなど、幕府財政を窮乏化させた。また、義政の正室の日野富子は幕政に関与し、賄賂政治を行い、幕府政治の腐敗は頂点に達した。

〔応仁の乱（応仁・文明の乱）〕

●背景

① 8代将軍義政の継嗣争い

：義政の正室日野富子に男子の出生がなかったため、1464年、足利義政の弟の義尋ぎじんを還俗させて義視よしみとして継嗣としたところ、翌年、富子に長男義尚よしひさの出生があった。

② 管領畠山氏の継嗣争い

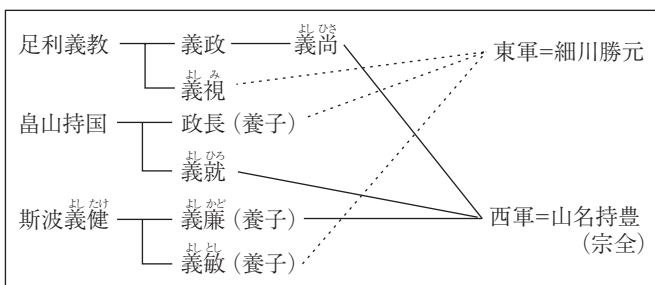
：畠山氏では、政長まさながが畠山持国の養子となったが、のちに持国に実子義就よしひろが生まれたことで、追われる。その後、政長が一旦家督に就くが、義就との間で抗争となる。

③ 管領斯波氏の継嗣争い

：斯波義健しばよしたけの死後、斯波義敏が養子となったが、義敏は家臣に追われる。その後に養子として迎えられた義廉よしかどと義敏との間で争いが生じる。

④ 有力守護である細川氏と山名氏との争い

● 応仁の乱直前の対立関係



《史料》 応仁の乱

応仁^{ていがい}丁亥ノ歳，天下大ニ動乱シ，ソレヨリ永ク五畿七道^{ことごとく}悉^{おこり}乱ル。其起ヲ尋ルニ，尊氏將軍ノ七代目ノ將軍義政公ノ天下ノ成敗ヲ有道^{たずぬ}①ノ管領ニ任ズ，只御台所，或ハ香樹院，或ハ春日局^{かすがのきよく}ナド云，理非^{わきまえ}ヲモ弁ズ，公事政道^{さだちか}②ヲモ知り給ハザル一青女房・比丘尼^{びくに}達，計ヒトシテ酒宴姪^{いんらく}樂ノ紛レニ申沙汰セラレ，亦伊勢守貞親^{さだちか}ヤ鹿苑院^{いんりょうけん}ノ蔭涼軒^{ふけ}ナンドト評定セラレケレバ，今迄^{ひい}鼯負^きニ募テ論人ニ申与ベキ所領ヲモ，又賄賂^{かくのごとく}ニ耽リ訴人ニ理ヲ付^{とが}③，又奉行所ヨリ本主安堵ヲ給レバ，御台所ヨリ恩賞ニ行ハル。此如^{かくのごとく}ノ錯乱セシ間，畠山ノ両家義就・政長モ文安元年甲子ヨリ今年ニ至迄廿四年ノ間ニ，互ニ勘道ヲ蒙ル事三ヶ度，赦面セラル・事三ヶ度ニ及ブ。何ノ不義ナク又何ノ忠モナシ。之ニ依リ京童諺ニ勘道^{とが}ニ科^{とが}ナク赦面ニ忠ナシト笑ヒケル。…若^{もし}此時忠臣アラバ，ナドカ之ヲ諫メ奉ラザラン哉。然レドモ只天下ハ破レバ破ヨ。世間ハ滅バ滅ヨ。人ハトモアレ我身サヘ富貴ナラバ，他ヨリ一段塋^{かがやかんよう}羹^{よう}様^{よう}④ニ振舞ント成行ケリ。……

(『応仁記』)

語註 ①徳が備わっていること。 ②政治や裁判。 ③道理がかなっているとこじつける。 ④光輝くように。

解説 応仁の乱の原因を，將軍義政が政務を管領に任せず，夫人の日野富子や側近伊勢貞親の思うままにさせたために賄賂が横行し，裁決が朝令暮改され，政道が乱れたことだとしている。

● 応仁の乱の経過

1467年～77年の10年間に及び，京都の町中が戦場となる。足輕の乱暴により寺社邸宅が多く焼亡した。この間，関東でも戦いが行われている。

1467年	西軍の挙兵により，応仁の乱の開始。大内政弘入京。足利義視は伊勢に逃れる。
1468年	山城・近江・伊勢の寺社本所領の半済が義視の料所に充てられる。義視，足利義政と不和になり，西軍につく。
1471年	足利成氏，伊豆三島で足利政知と戦う。長尾景信 ^{かげのぶ} ，足利成氏を下総古河に破る。
1472年	足利成氏，結城らの援助により古河城を回復する。
1473年	山名持豊（宗全），細川勝元が没する。足利義尚將軍宣下。
1474年	山名政豊 ^{まさとよ} ・細川政元 ^{まさもと} ，講和。
1476年	義政，大内政弘に命じて，東軍・西軍の講和をはからせる。
1477年	長尾景春・足利成氏 ^{しげうじ} と上杉氏（顕定ら）の間の争い。大内政弘，畠山義統 ^{よしむね} らの西軍諸将，それぞれ分国に帰る。義視は土岐氏を頼り，美濃へ下る。⇒応仁の乱，一応終了。

《史料》 足軽の乱暴

むかしより天下のみだるゝ事は侍れど、あしがるといふ事は旧記などにもしるさゝる名目也。……此たひ^①はしめて出来れる足かるは、超過したる^②悪党也。其故は洛中・洛外の諸社・諸寺・五山・十刹・公家・門跡の滅亡は、かれらか所行也。かたきのたて籠たらん所にをきては力なし。さもなき所々を打やふり、或は火をかけて財宝を見さくる事^③は、ひとへにひる強盗といふへし。かゝるためしは先代未聞のこと也。

(『樵談治要』)

語註 ①応仁の乱 ②並はずれた。 ③探し求める。

解説 『樵談治要』は、一条兼良が將軍義尚の諮問に答えた書。ここでは、応仁の乱に際して、都の内外で乱暴をはたらく傭兵・足軽の無法を非難している。足軽は農民などを臨時徴発した雑兵であるが、市街戦を展開した応仁の乱では集団戦などを行う足軽が大きな戦力になり、動員された足軽は惣を基盤に集団化して、戦いに際して寺院や邸宅からの略奪をほしいままにした。

● 応仁の乱の結果

① 將軍の權威の失墜

：足利將軍の權威は、以後地に墮ちる。將軍の支配力が及ぶところは、わずか山城一国となる。実権はなく、担がれるだけの存在となる。

② 守護大名の没落

：下剋上の風潮により国人層や出自不明の者が台頭し、戦国大名になる。関東では、後北条氏が台頭。

③ 莊園制の崩壊を早める

：莊園制を存続させていた各「権門」の權威が失墜したことによる。

④ 京都の荒廢→文化の地方波及

：乱を逃れた貴族らにより、京の文化が地方に波及する。各地に「小京都」と呼ばれる都市が出現した。

⑤ 惣や町（町衆による）で活発に自治が行われるようになる。

《史料》 京の荒廢

計^{はから}ズモ万歳期セシ花ノ都、今何^{ころう}ンゾ狐狼ノ伏土^{ふしど}トナラントハ。適^{たまたま} 殘ル東寺・北野サハ灰土トナルヲ^②。古^{いにしえ}ニモ治乱興亡ノナラヒアリトイヘドモ、応仁ノ一變ハ仏法王法^③トモニ破滅シ、諸宗皆悉^{ことごと}ク絶ハテヌルヲ感歎ニ堪エズ、飯尾彦六左衛門尉、一首ノ歌ヲ詠ジケル。

汝^{なれ}ヤシル都ハ野辺^{のべ}ノ夕雲雀^{ひばり}アカルヲ見テモ落ルナミタハ

(『応仁記』)

語註 ①狐や狼の寝床。 ②跡形もなく荒れ果ててしまった。 ③宗教的權威と政治的權力。

解説 応仁の乱で焦土と化した京都の様子を描き、王法仏法の破壊を嘆いている。

3 戦国大名

応仁の乱に始まる混乱の中、自ら作りあげた分国の中で、独自の権力機構を創出し、自立的に支配を行う戦国大名が台頭した。

重要ポイント

戦国時代に活躍した各地の大名について。

- (1) 古くからの大名が衰退し、新たな大名が台頭する過程について把握する。
- (2) どの地域でどのような大名が支配を争っていたか、群雄割拠の様子についてまとめる。
- (3) 戦国大名がどのような領国経営を行っていたかをまとめる。

【3-1 戦国大名の成立】

〔中央権力の動揺〕

応仁の乱ののち、^{げこくじょう}下剋上の風潮の下で、足利將軍家は実力を失う。1489年に9代將軍足利義尚が病没。將軍の地位は管領細川氏を中心とする有力大名によって左右される。

- 10代將軍 足利義植^{よしたね}（在職 1490～93, 1508～21）管領細川氏と対立、廃される。
- 11代將軍 足利義澄^{よしずみ}（在職 1494～1508）細川政元が擁立。足利義植に廃される。
- 12代將軍 足利義晴^{よしはる}（在職 1521～46）管領細川氏により擁立、のち追放。
- 13代將軍 足利義輝^{よしてる}（在職 1546～65）松永久秀に襲われ自殺。

●細川氏

管領細川氏も内部抗争を生じた末に没落、細川晴元は家臣の^{みよしながよし}三好長慶に実権を奪われる。実権を握った三好氏はさらに、家臣の松永久秀によって滅ぼされる。

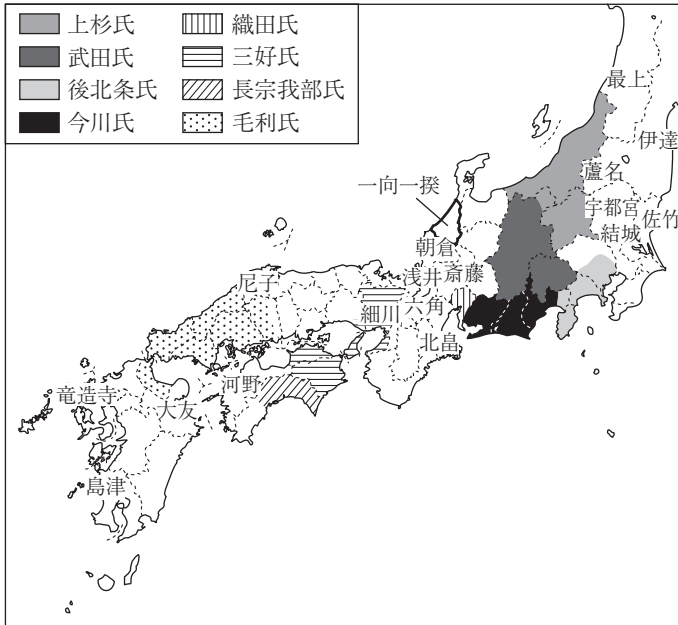
〔戦国大名の成立〕

京都を中心とした近畿地方で政治的混乱が続く中、地方において守護・守護代・国人など、様々な階層出身の武士たちが自らの力で領国を作り上げ、これらの領国を一時的に支配した。このような武士を戦国大名といい、戦国大名による支配を大名領国制という。

〔戦国大名の出自〕

- ① 守護の系譜をひく者
：武田^{たけだ}・今川^{いまがわ}・佐竹^{さたけ}・細川^{ろっかく}・六角・北畠・大内・大友・島津。
- ② 守護代ないしそれに準ずる者の系譜をひく者
：上杉・織田・^{あまこ}尼子・朝倉・三好。
- ③ 国人の系譜をひく者
：伊達^{だて}・松平^{まつだいら}・浅井^{あざい}・毛利^{もうり}・長宗^{ちようそ}（曾）我部^{かべ}。
- ④ その他、大名・国人の家臣から上昇した者
：北条^{ゆら}・由良・斎藤・松永。

●戦国大名の分布（16世紀半ば頃）



<奥州>

●伊達氏

奥州の土着の豪族であった伊達氏は、伊達植宗たねむねの時に戦国大名としての実質を備えた。植宗は1536年に『塵芥集』を制定、そのひ孫の政宗まさむねの時、会津10郡、仙道7郡を征服し、東北一の大名に成長した。1590年、豊臣秀吉とよとみひでよしに服属。

<関東>

●南関東 - (後)北条氏

北条氏の祖、北条早雲せううん（伊勢長氏いせながうじ、宗瑞そうずい）は、1493年、堀越公方の政知の子、足利茶々丸ちやちやまるを滅ぼして伊豆を奪い、1495年には相模に進出し、小田原を本拠地とする。北条早雲一うじつな氏綱うじやす一うじまさ氏康うじなお一うじな氏直と5代にわたって栄える。氏綱の時、南関東を平定。氏康の時、伊豆・相模・武蔵・上野を領有して全盛期を迎える。氏政もさらに領国を北に拡大するが、その子の氏直の代に、全国制覇を成し遂げつつあった豊臣秀吉に滅ぼされる。

●北関東 - 結城氏

下総結城氏と白河結城氏に分かれる。白河結城氏は、1589年に豊臣秀吉に滅ぼされる。下総結城氏では、1556年に結城政勝まさかつが『結城氏新法度』ゆうきしんはつとを制定。

<中部>

●上杉氏

越後の守護代長尾氏の長尾景虎^{かげとら}が、山内上杉家の名跡を継いだ。仏門に入った後に上杉謙信^{けんしん}と名乗り、越後を本拠地として、越中を平定、能登・加賀にも進出した。この間、北信濃の支配をめぐり、甲斐の武田氏と数次にわたる川中島の合戦で抗争。子の景勝は、越後・佐渡・北信濃・庄内を支配。

●甲斐－武田氏

もとは甲斐守護。父の信虎^{のぶとら}を追放することで実権を得た武田信玄^{しんげん}（晴信^{はるのぶ}）は、一流の戦略家として名高い。甲斐を本拠地として隣国信濃一円を攻略した。その後、西は飛騨、東は北関東に進出、1572年には、駿河の一部も合わせ、中部地方一円に及ぶ大領国を形成した。信玄堤^{しんげんづつみ}が有名。

●駿河－今川氏

もとは駿河守護。氏親^{うじちか}・義元^{よしもと}の代に領国支配を強化し、義元の代に遠江・三河を合わせる。1560年、尾張桶狭間^{おけはざま}で織田信長^{おだのぶなが}の急襲を受け、義元は死亡し、勢力は衰えた。

●尾張－織田氏

もとは尾張の守護斯波氏^{しば}に仕える守護代。清洲と岩倉に分かれて抗争を続けていたが、清洲織田家の織田信秀^{のぶひで}が織田家を統一する。その勢いの下、子の信長はまず尾張半国を統一した。

●美濃－斎藤氏

斎藤道三^{どうさん}（初名長井規秀^{のりひで}）が、守護土岐氏^{とぎ}を追い美濃一国を支配した。道三は、1556年に子の義竜^{よしたつ}と争って敗死。道三の孫竜興^{たつおき}の時に織田信長に敗退。

●越前－朝倉氏

もとは斯波氏の守護代。孝景^{たかかげ}の時、斯波氏の内紛に乗じて越前一国を領有し、一乗谷^{いちじょうだに}に居館を構えた。孝景は、朝倉家の家訓として『朝倉孝景条々^{あさくらたかかげじょうじょう}（朝倉敏景十七箇条）』を定めた。孝景の孫義景^{よしかた}の時、織田信長と戦って滅亡。

●近江－六角氏

近江の守護大名。応仁の乱後、六角高頼^{たかたか}が、足利義尚^{よしかた}に従わず追討を受ける。その子定頼^{さだより}と義賢^{よしかた}は、戦乱の中京都を追われた12代将軍足利義晴^{よしかた}と13代将軍足利義輝^{よしかた}を庇護した。義賢とその子義治^{よしかた}は、1567年、分国法『六角氏式目（義治式目）』を制定。

●近江－浅井氏

戦国大名。亮政^{あざい}の時、守護京極氏^{きやうごく}に背き、近江北部を領有する。亮政の孫長政^{ながまさ}は、織田信長の妹お市^{すけまさ}を妻とするが、朝倉氏と共に織田信長と戦って滅亡する。

- 加賀－一向一揆，富樫氏

加賀の一向一揆の勢力が，1488年，守護富樫政親を滅ぼした後，1580年までの約100年間，自治支配を続けていた。但し，守護としての富樫氏は，衰えたとはいつても実権を保持していた。

<畿内>

- 細川氏

細川氏は室町時代には，管領家として，畿内周辺の地を領国として勢威を振るった。応仁の乱後一時衰退するが，支流の藤孝（幽斎）・忠興の父子が復興してのち織田家に仕える。

- 三好長慶

主家である細川氏の衰退に乗じて畿内・四国の8カ国を支配する。まもなく，家臣の松永久秀に実権を奪われる。

- 松永久秀

1563年，長慶の子の義興を毒殺した。長慶の死後，三好氏の三人衆と共に，13代將軍足利義輝を襲い自殺させた。1567年，三好三人衆および筒井順慶との戦いの際に，奈良の大仏殿を焼き払う。

<四国>

- 阿波・讃岐・淡路－三好氏

1560年代，分国法として三好長治が『新加制式』を制定した。

- 土佐－長宗（曾）我部氏

もとは土佐の豪族。元親の時，1571年，国司の一条氏を追い，土佐を統一，のちに四国全土を平定。この元親と子の盛親が，1596～97年に制定したのが，『長宗我部氏掟書（長宗我部元親百箇条）』。

<中国>

- 山陰－尼子氏

尼子氏は，もと出雲の守護代。尼子晴久は，山陰を支配下におさめ，安芸・備後にも勢力を伸ばして，大内・毛利の両氏と対立した。その子義久の代に，毛利氏に敗れる。

- 大内氏

室町時代，山陽・山陰の一带を支配した守護大名。本拠は山口。大内義隆は周防・長門・安芸・石見・備後・筑前・豊前の守護を兼ねるが，家臣陶晴賢に襲われて自殺させられる。

●毛利氏

毛利氏は、もと安芸国の地頭職。陶晴賢が大内義隆を滅ぼした後、毛利元就^{もとなり}は陶晴賢を倒して、周防・長門の2国を領有した。次男の元春^{もとはる}を吉川氏^{きつかわ}、三男の隆景^{たかかげ}を小早川氏^{こばやかわ}の養子とすることで、安芸に勢力を伸ばした。出雲の尼子氏を滅ぼし、ついには、中国地方10カ国を手中にした。

<九州>

●北部－竜造寺氏^{りゅうぞうじ}

竜造寺氏は、もと肥前の地頭職。隆信^{たかのぶ}の代に勢力が高まり、筑後・肥後にまで進出した。のちにこの地域の支配権は、家臣の鍋島氏^{なべしま}にとって代わられた。

●中部－大友氏

大友氏は、室町時代には、豊後・豊前・筑後の3カ国にまたがる有力守護であった。大友義鎮^{よししげ}（宗麟^{そうりん}）の時に勢力は最大となり、北九州の6カ国を支配する。大友義鎮は、代表的なキリシタン大名でもあった。1582年、島津氏と日向で戦って大敗したことから、勢力が衰退し始めた。

●南部－島津氏

島津氏は、古くからの南九州の豪族であり、室町時代には、薩摩・大隅・日向の3カ国の守護であった。貴久^{たかひさ}の代に、薩摩・日向の2国を統一し、さらに北日向に進出した。その子義久^{よしひさ}は、南九州を固めた後、九州のほぼ全域を鎮圧している。

【3-2 戦国大名の領国経営】

〔家臣団の編成〕

戦国大名は国人・地侍（在地の小武士）を自己の家臣として編成し、強力な軍事力を形成していった。国人は知行地を与えられ、給人と呼ばれる上級家臣として主従関係を結んだ。一方の地侍は年貢の中間得分である加地子の取得権を保障されて、下級家臣となった。戦国大名が編成した常備軍が家臣団であり、一門（一族衆）、譜代衆（世襲的に奉公してきた家臣）、外様衆（国衆）などに分類される。各々の家臣はその下に被官・中間・小者と呼ばれる侍を従えて主従関係を結んだ。

●寄親・寄子制

戦国大名は有力家臣を寄親に、下級武士を寄子として擬制的な血縁関係を結び支配を行った。

●戦時の組織

軍奉行の下で、寄親は組頭として寄子から成る組を統率した。組には槍組・鉄砲組などが置かれ、これらの組を単位に集団戦法を行った。

〔分国法〕

戦国大名の中には、分国法（家法）を制定し、家臣団の統制と領国内の司法の一元化をはかる者もあった。分国法には、法典の形をとるもの、家訓の形をとるもの、個別の法令を集めたものなどがある。

●主な分国法

分国法名	領国	制定年代
朝倉孝景条々	越前	1481年以前
相良氏法度	肥後	1493年
大内氏掟書	周防	1495年頃
今川仮名目録	駿河	1526年
今川仮名目録追加	駿河	1553年
塵芥集（伊達氏）	陸奥	1536年
甲州法度之次第	甲斐	1547年
結城氏新法度	下総	1556年
六角氏式目	近江	1567年
新加制式（三好氏）	阿波	1569年以前
長宗我部氏掟書	土佐	1596年

《史料》 朝倉孝景じょうじょう 条々

一 朝倉たちか館のほか之外(にか)、国内□城郭を構えさせましく候。惣別ぶげん分限ぶんげんあらん者、一乗谷いちじょうだにへ引越ひっこし、郷村には代官ばかり置かる可き事。

(『朝倉英林壁書』)

解説 家臣の城郭構営の禁止と、重臣の城下町（一乗谷）集住を規定している。

《史料》 甲州法度之次第（信玄家法）

一 喧嘩けんかの事、是非せいはいに單およばず成敗せいばいを加ふべし。但し取り懸ると雖も堪忍かんにんせしむるの輩ともがらに於いては、罪科しかりどもに処すべからず。然しかれども而ひい、鼻き眞へん偏ぼ頗を以て合力ごうりきせしむる族やからは、理非りひを論ぜず同科どうかたるべし。……

(『甲州法度之次第』)

解説 喧嘩けんか両りょう成敗せいはいを規定している。

《史料》 今川仮名目録

一 駿すん・遠えん兩國の輩(嫁)、或はわたくしとして他国(嫁)よりよめを取、或はむこ(娘)に取、むすめをつかハす事、自今以後これを停止し畢んぬ。

(『今川仮名目録』)

解説 婚姻の許可制について規定している。

〔土地支配〕

●貫高制

戦国大名は、家臣たちの収益となる租税額を錢に換算した貫高かんだかという基準で統一的に把握した。戦国大名は農民への課役や家臣への軍役の基準として貫高を用いたが、これを貫高制という。

●指出検地

領主に知行地の面積・収入額などを記載した土地台帳を提出させる検地を行った。このような自己申告制の検地を指出検地という。検地の結果は、検地帳に登録された。

〔城下町の形成〕

戦国大名の多くは、城の周辺に城下町を建設し、家臣を集住させるとともに、商人も集住させ、領国の経済の中心地とした。また、領国内に分散していた商工業者を新しく編成し直し、有力な商工業者（御用商人）に統制させた。

- 楽市・楽座

楽市・楽座は、1549年に近江の六角定頼が城下で開始したのが、史料上の初見である。楽市は、市場にかかる税の免除および座の特権の廃止すること。楽座は、これを進めて、座そのものを廃止することである。

- 交通政策

戦国大名は領国支配の便のために、分国内の関所を廃止するようになった。また、軍事目的および、商工業の発展のために、宿駅・伝馬制度を整備した。

- 撰銭令

悪銭と良銭を選別することを禁止し、商業活動の混乱を避けようとした。

〔治水対策〕

- 信玄堤

信玄堤は武田信玄によって築かれた堤防で、この時期の治水工事としては大規模なものであった。甲斐の釜無川かまなしと御勅使川みだいの合流付近に築かれた。

〔資源の開発〕

金山

甲斐金山：武田信玄 佐渡金山：上杉氏 駿河金山：今川氏

银山

石見大森：大内・尼子・毛利 但馬生野いくの：尼子→毛利→織田信長

4 都市の発達

重要ポイント

乱世の中、都市に生きる人々による自治の動きを中心に、町の動きをまとめる。戦国期という時期の特徴に注目すること。とくに活発に自治が行われる二大都市については重要であるので、しっかりと理解してほしい。

〔城下町〕

戦国大名は、直属武士団および商工業者を城下に集中させ、領国の政治・経済の中心地とした。

小田原…北条氏、駿河府中…今川氏、春日山…上杉氏、山口…大内氏、豊後府内…大友氏、甲斐府中…武田氏など。

〔門前町〕

寺社門前の市場発達と参拝者を対象とする宿屋・商店の発達。

長野－善光寺、宇治・山田－伊勢神宮、坂本－延暦寺、奈良－興福寺、琴平－金比羅宮。

〔寺内町〕

寺院の境内に発達した集落。とくに一向宗の寺院の境内の付近に発達したもので、門徒による自治支配が行われた。摂津の石山、越前の吉崎、大和の今井、河内の富田林、山城の山科、加賀の金沢、越中の井波、和泉の貝塚など。

〔港町・宿場町〕

関所の撤廃もあり、陸上交通・海上交通ともに発達したことにより栄える。

港町としては坊津（日明・琉球貿易）、尾道、兵庫、小浜、敦賀、大津（園城寺の外港）、桑名、大湊（宇治・山田の外港）などが挙げられる。

〔自治都市〕

●博多

港町。博多商人は大内氏と結んで明・朝鮮との貿易で活躍し、12人の年行司と呼ばれる豪商の合議により、自治が行われた。

●京都

商工業者である町衆による自治が行われる。月行事（司）という町衆の代表者によって運営される。この町衆の力により、応仁の乱で一時途絶えていた祇園祭が再興された。京都の町衆の間に、日蓮宗の信仰が広がり、これが法華一揆の母体となる。

● 堺

日明貿易・南蛮貿易で栄えた港町であり、東アジア交易と国内経済の接点となった。また、
鑄物・鉄砲の産地としても栄え、富裕な商人の中から選ばれた、36人の^{かい(え)ごうしゅう}会合衆により、
自治が発達した。1568年、織田信長が足利義昭を奉じて入京した際に、軍用金として、石
山本願寺には5千貫、堺には3万貫（2万貫ともいわれる）が課された。堺はそれだけ富裕
だったのである。信長の勢力が強まると、堺は独立した自由を失っていき、豊臣秀吉が大坂
に城下町を建設した際に、町人が強制的に移住させられ、町を囲む濠の一部も埋められた。

《史料》 堺の発展

堺の町は甚だ^{はなは}廣大にして大なる商人多数あり。此町はベニス市の如く執政官に依りて治
めらる。

(1561年8月17日、ガスパル=ヴィレラ書簡『耶蘇会士日本通信』)

日本全国当堺の町より安全なる所なく、他の諸国に於て動乱あるも、此町には嘗て無く、
敗者も勝者も、此町に來住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、^{あいわ}他人に害を加ふる者なし。
市街に於ては嘗て^{ふんじょう}紛擾起ることなく、敵味方の差別なく皆大なる愛情と礼儀を以て対応せ
り。市街には^{ことごと}悉く門ありて番人を^ふ付し、紛擾あれば直に之を閉づることも一の理由なるべ
し。紛擾を起す時は犯人其他悉く^{とら}捕へて処罰す。然れども互に敵視する者町壁外に出づれば、
^{たとい}仮令一投石の距離を越えざるも^{そうぐう}遭遇する時は互に殺傷せんとす。町は甚だ堅固にして、
西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり。

(1562年、ガスパル=ヴィレラ書簡『耶蘇会士日本通信』)

解説 イエズス会の宣教師ガスパル=ヴィレラは、堺がベニスのような自治都市であり、戦乱
の中で海と三方の濠で周囲から独立して中立を守っていると述べている。

問題

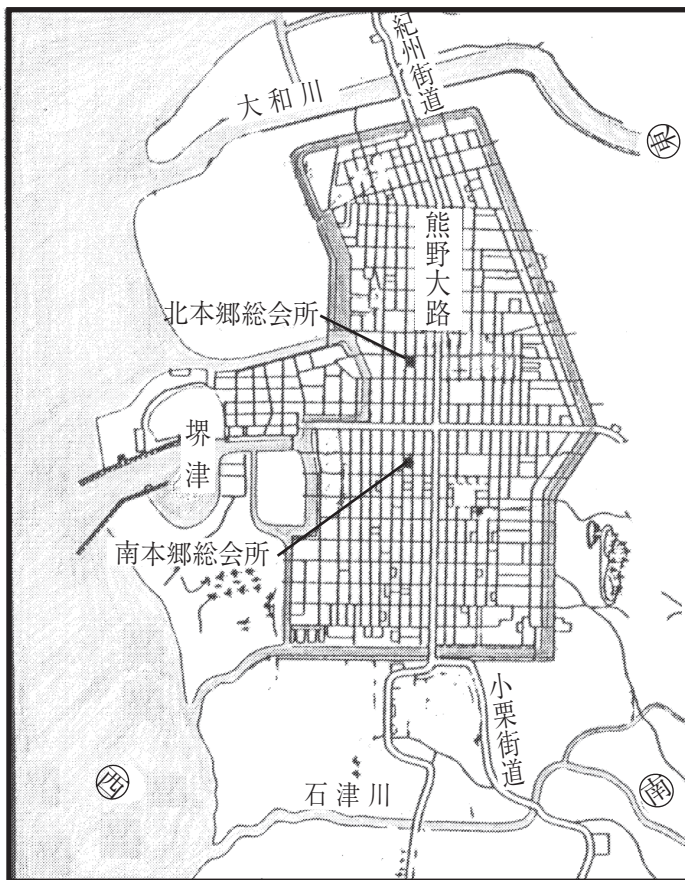
★★★

(Z会オリジナル)

中世後期には水陸交通の発達もあって各地に多くの都市が生まれた。その中の1つ堺は細川氏の守護地として応仁・文明の乱以降、兵庫港に代わって発展し、下の図のような都市にまで成長した。

この頃の様子を宣教師ガスパル=ヴィレラは『耶蘇会士日本通信』の中で「ベニス市の如く執政官に依りて治めらる」と述べているが、堺には多くの商工業者が集住して自治を形成し、その富力とともに生産力においても、戦国大名の争奪的でもあった。

ところがこのような自治都市堺も織田信長・豊臣秀吉の手によって衰退し、江戸時代には糸割符商人としての立場はあるものの、幕藩体制の中の一都市にすぎないものとなっていった。



A 中世後期における都市堺の経済的発展の在り方を時期を分けて3行(90字)以内で述べよ。

B このようにして栄えた都市堺の自治はなぜ衰退してしまったのだろうか。堺の自治の在り方を述べるとともに、これを考慮に入れてその衰退の原因を4行(120字)以内で述べよ。

添削課題

★★★

(96年 東大 改)

次の(1)～(6)の文を読んで下記の設問に答えよ。

- (1) 1346年、室町幕府は山賊や海賊、所領争いにおける実力行使などの暴力行為を守護に取り締まらせる一方、守護請や兵糧米と号して、守護が荘園や公領を侵略することを禁じた。
- (2) 1400年、信濃の国人たちは、入国した守護に対して激しく抵抗してついに合戦となり、翌年、幕府は京都に逃げ帰っていた守護をやめさせた。
- (3) 1414年、九州の一地方武士たちが作成した契約状によれば、喧嘩を起した場合、双方が処罰されることとなっている。
- (4) 1526年に制定された『今川仮名目録』では、喧嘩の両当事者は、その主張が正当であるかどうかにかかわらず、死罪と規定されている。
- (5) 1563年、武田氏が作成した検地帳によれば、検地をして新たに把握された増加分は、その地の家臣に与えられている。
- (6) 発掘調査の結果、朝倉氏の城下町一乗谷は計画的につくられており、館を中心に、武士の屋敷や庶民の家、寺などが周囲をとりまいていることがわかった。

設問

- A (1)の文を参考にして室町時代の守護は、鎌倉時代の守護とどのような点が異なっているのか、2行(60字)以内で説明せよ。
- B (2)～(6)の文を参考にして、室町時代の守護が直面した地方武士のあり方と、それに対応して戦国大名が支配権を確立するためにうちだした施策について、5行(150字)以内で説明せよ。

5章 戦国大名の成長

問題

解説

【着眼点】

近年の歴史考古学の発展に伴って、中世の都市の在り方が次第に明らかになってきている。東大の過去の問題でも、90年に京都と鎌倉の発展の在り方、96年に朝倉氏の一乗谷が問われているが、本問もそのような発想からの出題であり、中世末期に貿易都市として栄えた堺が問われている。

Aの堺の発展についてはリード文からも日明貿易・南蛮貿易が想起できるだろう。また、「富力とともに生産力」が戦国大名の注目を集めた点についての言及も忘れないようにしたい。なお、問題文には「経済的」とあるので、文化的発展については触れる必要はない。Bについては堺の自治の衰退が織田信長・豊臣秀吉の時期に起こってくることに注意して、自治の在り方について考え、そこに衰退の原因を考えてみよう。

【知識の整理】

●中世の都市の発展

室町～戦国時代には、京都・奈良・鎌倉などの中世初頭以来の政治・経済の中心地に加えて、様々な都市が生まれてきた。大名領国制の形成に伴い城下町も生まれてくるが、流通経済・交通の発達によって、港町・宿場町・門前町・寺内町などが各地に生まれてきた。

〔城下町〕

戦国大名の領国統治の進展に伴い、大名たちは統治の利便性から交通の要地に城を築くようになり、兵農分離の進行により家臣団を集住させて常備兵団とする一方、商工業者を集めて領国経済の把握をはかり城下町を形成するようになった。小田原（北条氏）・駿河府中（今川氏）・一乗谷（朝倉氏）・山口（大内氏）・豊後府内（大友氏）などが代表的なものである。なかでも大内氏の山口は、応仁の乱後に都の戦火を逃れた多くの学者・文化人を受け入れ「西の京」と呼ばれる文化の中心地になり、人口1万人と推定される都市となった（当時の京都の人口が10万人と推定される）。

〔港町〕

鎌倉時代以来の流通経済の発達は、都市を物資の集積地としても発達させた。当時の物資輸送の中心は河川・湖・沿岸の水運であり、淀川流域の淀・木津、琵琶湖畔の坂本・大津・長浜、瀬戸内海沿岸の兵庫・堺・尾道、日本海沿岸の敦賀・柏崎、太平洋岸の桑名、九州の博多・坊津などの水陸交通の接点となる土地に港町が発達した。

〔門前町・寺内町〕

この時期には、寺社の門前に立った市を基盤に商工業者が集住するようになり、門前町が形成された。宇治・山田（伊勢神宮）、長野（善光寺）、坂本（延暦寺）などが名高いが、一向宗の道場の所在地には他宗徒や領主からの防衛のために寺域を堀・堀で囲って町が形成されたも

のも見られ（越前吉崎や石山など）、これらは寺内町と呼ばれる。

●自治都市

都市が発達して商工業と農業の分離が進行すると、階級的に独立した商・工業者は座などを通じて共同体的結合を強め、惣町を形成する者もあった。惣町の運営は惣と同じく有力町民から成る年寄・月行事などが合議制でこれに当たったが、経済力を背景に領主層と地下請の契約を結び、領主の保護の下、その権力の一部を吸収して自治制を行う都市も現れ、戦国時代の動乱の中で自衛のための組織も強化されるようになった。

本問の堺の他、京都・博多が代表的なものであるが、伊勢の桑名、摂津の平野、日本海沿岸の酒田・敦賀などにも同様なものが見られる。例えば京都は、応仁の乱からの復興の過程で、上京と下京に惣町が形成され、上京の行願寺、下京の六角堂で集会がなされ、町の運営が行われた。この運営には座などから成長した町衆が携わり、祇園祭を復興させたことで名高い。博多は古代から東アジア貿易の拠点となり、12世紀にはすでに宋人も居住する国際都市となっていた。対明・対朝鮮貿易を把握した大内氏の保護下に16世紀には人口3万5千人とされる都市に成長して、貿易の実務を担った肥富・神谷などの豪商が活躍した。南蛮貿易が活発化すると神谷宗湛・島井宗室・末次宗得らの豪商が生まれ、12人の年行司による自治的運営が行われた。しかし1587（天正15）年、豊臣秀吉の九州統一に際して直轄領となり、厳重な町民統制が行われることとなり、南蛮貿易でも次第に長崎・平戸にその地位を奪われていった。

●堺

堺は摂津国住吉郡と和泉国大鳥郡の境界に位置し、その地名は「境」に由来しているとされ、北荘と南荘から成る。平安時代中期には熊野詣の宿場として和歌の詞書にも現れているが、南北朝時代に住吉社領となり、商港として注目されるようになった。室町時代になると、守護大名の盛衰に伴い、山名氏清、大内義弘と支配者を変え、応永の乱（1399年）に際して足利義満の軍に攻められ一時焦土と化した。乱後細川氏の守護地となり復活した。1419（応永26）年には京都相国寺との間に堺南荘が730貫文で地下請を得て年貢納入や納入に関する訴訟の処理を10人の納屋衆が行い、領主からの独立を強めた。のちに南北両荘は合体して市政を納屋衆が運営するようになり、1484（文明16）年頃には会合衆という豪商・都市長老36人が3人ずつの輪番の月行事の合議制で行政を執行するようになった。

このような豪商が出現する背景には、1469（文明元）年以降、応仁の乱後の細川氏の衰退に伴い、兵庫港に代わって堺港が遣明船の発着地となったことが挙げられ、1476（文明8）年には幕府経営の遣明一号船の宰領を堺商人湯川宣阿が担当している。堺商人はその後も幕府への財政資金の提供を行って日明貿易に参画し、また細川氏と結んで、大内氏と結ぶ博多商人と日明貿易で競合していくが（1523年の寧波の乱以降は日明貿易から撤退）、一方で琉球・ルソン・安南・シャムなどの南洋貿易にも進出し、ポルトガル・スペインがアジア貿易に乗り出してくると、南蛮貿易の根拠地となっていった。

また、1543（天文12）年、種子島に鉄砲が伝来して以降、その製法が堺商人橘屋又三郎によって伝えられ、平安末期以来河内南部地方で盛んであった鐘などの鑄造技術の上に立って生産に乗り出し、堺は鉄砲・火薬といった戦国時代の有力な軍事商品の生産地として近江の国友と並

ぶ存在になった。

この間、細川氏一族の内紛や、家臣三好長慶、その家臣松永久秀の台頭といった下剋上の中で、堺は軍資金を提供して彼らに保護を求める一方で自衛体制を整え、三方に堀をめぐらして障壁で囲んだ環濠要塞都市と化していった。この様子をガスパル＝ヴィレラは『耶蘇会士日本通信』の中で「日本全国当堺の町より安全なる所はなく」とした後「市街には悉く門ありて番人を付し、紛擾あれば直にこれを閉づる……町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と記している。

したがって、戦国時代には戦火を逃れて移住してくる文化人も多く、町衆の富力と大陸・南蛮からの輸入品も相俟って町人文化が開花した。宣教師がもたらした印刷技術によって堺版と呼ばれる印刷文化が生まれ、『論語集解』『医書大全』などの経書・医書や『節用集』などが出版された。また、肖伯によって和歌や連歌の指導が行われたり、千利休によって大成される茶の湯が津田宗及・今井宗久らの豪商の間で流行したりした。

このような堺の繁栄は、細川・三好・松永といった領国支配規模の地域権力との提携によって成り立っている要素が強かった。そのため、流通経済の一元的把握をも含んだ天下統一をめざす織田信長が畿内に進出すると、その圧倒的軍事力を背景とした矢銭（軍資金）3万貫の要求に屈服することとなった。さらに豊臣秀吉が1586（天正14）年、堺の独立の象徴でもあった環濠を埋める命令を発し、また大坂城建設に際しては堺住民の大坂移住を命じたことによって堺は衰退を始め、1615（元和元）年の大坂夏の陣での焼打ちによって焼失した。江戸時代になると、堺は糸割符貿易の特権を得たこともあって復興し、環濠も修復されるが、この時の環濠は外敵に対する防備の意味としてよりも、周辺の農村地域と都市の職人・商人居住地域の分離をはかる意味合いが強く、ここに中世都市と近世都市の大きな相違がある。

【解答のポイント】

A

- ①室町末期…日明貿易で繁栄
- ②戦国時代…南蛮貿易で繁栄⇒貿易都市、鉄砲の生産地となる

B

- ①自治の獲得…軍資金を提供して守護勢力と提携
- ②自治の在り方…会合衆が合議制で運営、環濠を築き傭兵を雇って自衛
- ③衰退の原因…軍資金の提供と引き替えに地域権力と提携しての自治
⇒全国統一の進展で衰退。

解答例

A堺は室町末期に細川氏の保護下で勘合貿易の基地として興隆し、戦国時代には、ポルトガル船の来航地、東南アジア貿易の根拠地となり貿易都市として発展すると共に鉄砲の生産地としても栄えた。

(90字)

B堺は貿易の利益を提供して守護勢力から自治権を得て、36人の豪商が会合衆として合議制で市政を運営し、環濠を築き傭兵を雇い独立していた。しかし軍資金提供の代わりに地域権力と提携して成立した自治だったため、全国統一の進展によりその自治も衰退した。

(120字)

添削課題

解説

【着眼点】

Aは、鎌倉時代と室町時代の守護の違いに関する問題である。南北朝の内乱が全国化・長期化する中、室町幕府は治安の維持と地方武士の組織化の必要から守護の権限を強化したが、実際にはどのような権限が加わったのか。そしてその結果、守護は鎌倉時代からどのように性格を変えたか。(1)に基づいて具体的に考察したい。Bは武力によって紛争を解決することで中世を切り開き、社会的地位を向上させてきた武士が国家の政治を担うようになる過程で、相次ぐ戦乱に終止符を打つためにいかに武力を抑制し、制御することに腐心したか。それがこの問題のモチーフである。そして彼ら戦国大名が到達した結論が兵農分離である。考える手順としては、それぞれの文に挙げられた事例を地方武士の在り方、戦国大名の施策に分けて整理し、抽象化して捉えるとよい。

【知識の整理】

● 在地勢力の成長

南北朝の内乱期から室町時代にかけては、武士社会における惣領制の崩壊による血縁的結合から地縁的結合への転換、農村における荘園制的秩序の解体と新しい村落結合の形成、貨幣経済の進展に伴う新興領主層の成立など、深刻な社会変動期に当たっていた。

この時代の武士結合の1つの典型が国人一揆である。一揆という言葉は武装蜂起というイメージが強いが、一揆とは本来、揆を一にする、つまり、心を1つにするといった程度の意味であり、国人（在地小領主）たちが小地域または国といった規模で一時的、または継続的に結成した同盟が国人一揆である。信濃国では1400（応永7）年に守護おがさわらながひで小笠原長秀の入部に対し、国人たちが結集して、大塔合戦で守護軍を打ち破り、長秀を国外に追い出した（『大塔物語』）。1429（永享元）年に播磨では、守護赤松氏の家督争いに際し、国人が土民を率いて、「侍（守護の家臣）をして国中にあらしむべからず」（『薩戒記』）という土一揆が起こった。こうした国一揆の頂点に山城の国一揆があるが、一揆は必ずしも守護に敵対するだけではなく、幕府や守護がこの一揆という結合を利用して軍勢を動員し、一揆に所領を与えることも少なくなかった。

この時代にこのような一揆が結ばれることが多くなった背景には、武士階級の結合形態が地縁的なものに変化していったこととともに、当時急速に成長してきた農民層の動きも無視できない。鎌倉時代以来の農業生産力の増大は、作人・隷属農民の耕作権の自立を促した（職の分化）。土地の耕作権を強めた多くの農民はムラを形成し、ムラは共有の財産、共通の信仰の対象になる神社、秩序を守るための掟を持つに至った（惣の成立）。

このような農民層における階級的組織化は、兵農分離を促し、農業労働から遊離した国人層の結束の必要性を高めてゆく。中世後期を特徴付けるのはこのような水平方向への結合の発生であり、成員個々の平等を前提として共同の行動を契約した自主的結合である。

《史料》 松浦党一揆契状（松浦党は肥前国松浦郡の小領主の集団）

一揆契諾条々の事

- 一、公私において一味同心の思をなし、忠節を致すべし。或いは一人公方（将軍）より面目を失い、或いは公私につき恨をなすと雖も、一揆中において談合を加え、衆議に依りこれを相計うべし。一人の儀を以て事を乱すべからず。
- 一、市・町・路頭の乗合、笠咎・酒狂・戯以下の事に依り、不慮の外に珍事出来すと雖も、是非なく雅意に任せ、各弓前を取り成す事、甚だ以て然るべからず。一揆衆中馳せ寄り、理非を検じ別けしめ、その沙汰あるべし。
- 一、地頭得分の負物を抑留せしめ、或いは故なくして逃散せしむる土民百姓等の事、相互に領内に扶持し置くべからず。
- 一、所務ならびに境相論の事。一揆中寄り合い、両方の文書を披見せしめ、理非に任せ落居（落着、裁判が決着すること）すべし、聊かも率忽の喧嘩に及ぶべからず。

（以下、略）

右、条々若し偽り申し候はば、日本六十余州の大神・小神、殊には八幡大菩薩の御罰を各罷り蒙るべく候。依って一揆各契約の状、件の如し。

永徳¹四年二月廿三日（孔子次第）源 湛（花押）（以下四五名連署）

〔松浦山代文書〕

解説 上の一揆契状には、一味同心の誓い、談合の際の衆議の規定、多数決原理の採用、武力抗争の禁止などとともに、逃亡した土民百姓や下人の返還規定も含まれている。また、この文書では45名の領主たちが署名の順序を孔子（籤）^{くじ}で決めている。これは傘連判などと同じく一揆の平等な、共和的な性格を端的に示している。

●守護大名から戦国大名へ

鎌倉時代には大犯三カ条の権限のみを持ち、幕府の地方官的存在であった守護は、室町時代になると、刈田狼藉（領地争いにおける実力行使）の取締り、使節遵行（採決の執行）といった新たな権限や、半済・守護請・段銭などの賦課を通じて任国内の武士を強力に把握しようとした。こうして生まれてくるのが守護大名であるが、守護大名がいくら任国の領国化をはかろうとしても、そこには限界があった。もともと守護は幕府の権力を背景にして成長したものであり、その背景が崩れれば自身の存立も危うくなるものであったし、任国内の武士との主従関係も所領の授受という関係ではなく、軍事警察権を通じたものであった。

在地の小領主や土豪たちは、一般に配下の農民を人身的隷属関係によって強力に支配し、自己の直営地を経営する「農場経営者」としての側面も持っていた。守護大名は国人の支配する農民への直接の課役や搾取はできず、軍役を課す場合にも、彼らが動員する中間・小者^{ちゅうげん こもの}などの戦闘補助要員（実態は下人・所従などの隷属農民）の人数まで指定することはできない。したがって、在地の国人層の支配下にある地侍・農民と守護との関係は間接支配の域を出ず、応仁の乱ののち、幕府が衰退すると、守護大名の多くは、農民支配の不徹底のために、成長してくる在地領主（国人・地侍）を組織できずに没落していった。

国人たちのこのような特質は、戦国大名に対しても相対的自立性・自主性の強さとなって現

われる。戦国大名にとって、外に対して独立を維持するためにも領国の一円支配を達成することは守護大名たちの時代とは比べものにならぬほど切実な欲求であった。そのために彼らは、自らが幕府権力に代わる公儀を形成する必要がある、また、国人・地侍といった在地との関係においては、自らがより強く、土＝農民と結びつく（農民の直接支配）とともに、在地領主層の武力を温存しつつ土から切り離すこと（兵農分離）が必要であった。

●戦国大名の領国支配

<検地>

戦国大名の領国の拡大につれて傘下に加わった国人たちは、彼らがすでに持っていた土地の領有権をそのまま承認されたり、褒賞として新たな土地を与えられたりした。検地は農民支配の再編成を意味するとともに、家臣に所領を給与して軍役などを割り当てるためにも重要であった。戦国大名の領国内には、大名自身の直轄地（御料所）と家臣の知行地（給地）とがあったが、戦国大名は家臣たちに提出させた土地台帳に基いて家臣の知行地に対しても一定の租税を賦課し、財政を強化した。この土地調査の方法は指出検地といわれ、のちの太閤検地のように検地竿によって土地を実測する方法とは違い、土地と農民の直接支配までは及ばなかったが、家臣の所領は確実に把握され、在地領主の家臣化が進められた。

<寄親・寄子制>

家臣団はその主従関係の成立事情によって種々の区別があった。主人の一族である一門、古くからの従者である譜代、在来の土着武士である国衆、新規召し抱えの新参衆などがあり、これら家臣団の下に郎党、中間、小者、および戦いの際の歩兵である足軽がいた。家臣はいくつかの組に分けられ、組の構成員（寄子・寄騎）を有力家臣の組頭（寄親）が指揮し、これを軍奉行が統率する体制をとった。この寄親・寄子という仮の親子関係は平常の生活にも及び、惣領制という血縁的紐帯に代わって封建的統制を強めた。

<分国法の制定と城下への集住>

戦国大名は自らが公儀を形成する裏付けとして国内統治のために独自の法律、分国法を定めた。分国法は『御成敗式目』以来の幕府法を継承しながら、それぞれの国の慣習や独特の判断を取り入れており、厳重な家臣統制策をとっている。

家臣の知行地は自由処分を禁止され、また所領譲与にも様々な制限が加えられた（惣領相続制、女子への所領譲与の禁止など）。家臣の婚姻や養子縁組も主君の許可が必要となった。家臣同士の争いは堅く戒められ、喧嘩口論はその理由の如何を問わず両方が罰せられた（喧嘩両成敗）。また、越前朝倉氏の『朝倉孝景条々』にあるように、家臣の反乱を防ぐために分国内の家臣の城砦を整理し、不意の敵襲に備えて家臣団を一乗谷の城下に常住させる政策も採られた。この家臣の城下町集住は、それぞれの所領に居を構えて、事ある時に主君の下へ馳せ参ずるという鎌倉時代以来の武士の性格を根本的に変化させ、兵農分離をさらに進めた。

【解答のポイント】

(1)~(6)の文から、以下のような内容を導き出し、戦国大名が領国の支配を確立する過程をまとめる。

A

- ①鎌倉時代の守護：大犯三カ条＝軍事・警察的権限の指揮者
- ②室町時代の守護：使節遵行権・刈田狼藉取締権＝領域的支配者に成長

B

- ①地方武士の在り方
 - (2)信濃の国人たちによる守護への抵抗→国人層の結合，一揆の結成
 - (3)九州の地方武士たちの契約状における規定⇒地方武士の自治
- ②戦国大名の施策
 - (4)『今川仮名目録』の喧嘩両成敗の規定⇒分国法の制定
 - (5)検地の結果の増加分はその地の家臣に与えられた⇒検地による知行制の成立
 - (6)一乗谷は，館を中心に武士の屋敷などが取り巻いていた⇒武士の城下への集住

解答例

A 従来の大犯三カ条に加え，使節遵行権や刈田狼藉取締権が与えられて，軍事・警察的権限の指揮者から領域的支配者へと成長した。

(60字)

B 守護の支配強化に対して国人は一揆を結んで抵抗し，国人間の紛争も一揆内で解決するなど自治的権力を形成していた。これに対し戦国大名は，分国法を制定して私闘を禁ずるなど司法権を一元化し，指出検地・知行地給与を通じて国人を家臣化し，さらに家臣を城下町に集住させて在地から切り離し領国の一元的支配をめざした。

(150字)